

哲学堂公園他指定管理者業務（R4年度）の第三者による評価

## 報告書

令和6年1月

株式会社 都市計画研究所

－ 目 次 －

1. 目的及び視点	1
2. 参照資料・現地確認	2
3. 全般的な評価	5
4. 計画書及び報告書の評価	6
5. 目標達成への評価	7
6. 組織としての改善点	10
7. 令和4年度業務の第三者評価	10

## 1. 目的及び視点

監査を行うにあたっての目的と視点について整理する。

### (1) 目的

哲学堂公園他の施設に関する指定管理者業務は、令和3年4月より、中野区の選定による指定管理者として、日本体育施設グループが行っており、現在3年目である。

上高田運動施設、哲学堂運動施設、哲学堂公園、妙正寺川公園運動施設といった施設の管理運営を行政に代わってより行うこととなり、業務仕様書、運動施設管理運営標準仕様書に沿って業務が遂行されている。指定管理者募集時に提示した提案書の方針に沿って業務が行われている。

当グループは、平成28年度から令和2年度までの5年間に引き続き選定されており、その5年間の評価が「中野区指定管理者管理運営業務中野区評価票」に示されている。この評価のような項目は一般的であるが、第三者による評価を行う意味は、行政と異なる視点での評価を求められているものであり、この視点について、明らかに示しておく必要がある。

### (2) 視点

年度ごとの業務計画書と年度が終了した時点で提出する業務報告書では、業務として求められている内容が遂行できたか、方針として掲げた内容が実現しているかが評価のポイントになる。

行政による評価は、表出した「結果」に基づく評価が主となるため、成果が数年遅れるような取り組みについて評価することが難しい。例えば、人員の育成にかかる時間は長期であり、結果が出るまで数年かかる。新たなプログラム開発にも資料集めや手法の試行、人材育成などに時間がかかる。

また、経済的な面の安定を図るにも様々な検討を行うことになる。

このような、目に見えない取組に対するアドバイスのような指導を行っていくことを「視点」とする。

そのため、監査による評価だけでなく、アドバイスのようなコメントを加えることとする。

## 2. 参照資料・現地確認

監査を行うにあたっては、既往の資料を参照するとともに、現地調査を行い、管理運営者への質問などを行った。

### (1) 参照資料

哲学堂公園他の施設に関する指定管理者業務に関する資料として、以下を参照した。

- ① 募集要項
- ② 指定管理者選定基準
- ③ 応募時の提出資料（日本体育施設グループの提案書）
- ④ 令和3年度指定管理者業務「事業計画書」
- ⑤ 令和3年度指定管理者業務「業務報告書」
- ⑥ 令和4年度指定管理者業務「事業計画書」
- ⑦ 令和4年度指定管理者業務「業務報告書」
- ⑧ 哲学堂公園ガイドマップ
- ⑨ 哲学堂公園クイズなど配布資料
- ⑩ 区による評価票（平成28年～令和2年度）

### (2) 現地確認

現状把握のため、哲学堂運動施設、哲学堂公園、妙正寺川公園運動施設の施設、利用状況などを調査した。 令和5年12月撮影



哲学堂公園駐車場



哲学堂公園管理事務所





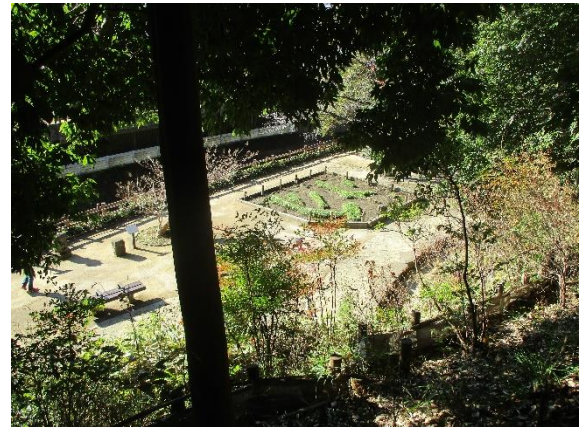
哲学堂公園 掲示板



哲学堂公園 時空間



哲学堂公園 教室案内



哲学堂公園 唯物園



哲学堂公園 さくら広場



哲学堂公園 唯心庭





哲学堂公園 菖蒲池



妙正寺川と哲学堂公園の樹林



妙正寺川公園運動施設



哲学堂公園 哲学の庭



哲学堂公園 梅林



妙正寺川公園運動施設

### 3. 全般的な評価

これまでの経緯と変化をふまえて、評価の視点を整理する。

#### (1) これまでの評価

日本体育施設グループは、平成 28 年度から 5 年間の指定管理業務を行っており、終了した時点で評価を受けており、特に運動施設の利用向上と広報、哲学堂公園の学習団体などの交流促進について、高く評価されている。

哲学堂公園が国名勝指定（R2 年 3 月）を受けた後の 7 月からの応募の提案では、「地域との交流」を大きく掲げている。

これは区で、野球場の利用率の向上、認知度向上、都名勝指定としての醸成が求められており、指定管理者としても、地域連携・地域貢献の取り組みを重視している。

この課題には、よく取り組んできていると、第三者から見ても評価できる。

#### (2) これからの評価

日本体育施設グループは基本的に体育施設の運営に高水準で取り組んできた技術力が高く評価されている。また、平成 28 年度からの第 1 期の評価で、「哲学堂公園事業」の評価が高くなっていることから、利用者サービスや公園利用の幅を広げてきたことが評価されている。

令和 3 年度からの第 2 期の指定管理業務では、堅実な維持管理、運営管理をベースに、文化系の要求に高レベルで答えていく必要があり、「地域との交流」を盛んにして文化的な取組に重点を置いて、評価が得られるようにする必要がある。

#### (3) 重視すべき視点

文化系の要求に高レベルで答えていくには、委員会で議論された歴史資源の保存活用計画に対して、今後どのように取り組んでいくかを明確にすべきである。

このため、専門的な視点も取り入れて、長期的な目標を定め、少しずつでも前進させていくことが、次の評価へとつながるので重要である。

## 4. 計画書及び報告書の評価

計画書及び報告書の書き方についてのアドバイスを行う。

### (1) 指定管理者指定時の評価項目の対応

ISO マネジメント、障がい者雇用、維持管理の工夫などの記述がないが、ISO というより、PDCA の考えで品質向上の取り組みをしているかどうかをコメントした方がよい。

なお、環境 ISO については区の方針及び様式に基づき、四半期報を提出しているということなので、品質向上の取り組み例を挙げるとよい。

障がい者のスタッフ雇用については、少人数の組織体制では集団作業や多様な業務に対応するのが難しいということであり、グループ企業各社としては雇用を進めているようであるが、施設構造等の関係でも難しい部分があるようである。

### (2) 目標達成に関する記述

事業計画書の記載が詳細であることはよいが、実行できたものと実行できなかったものの報告が必要で、できなかった理由を自ら確認すべきである。

やった、やらないの評価は業務報告で求められていないが、一般的には確認及び結果の記載が必要と考えられる。

評価は、数値評価ではなく、より良い運営とするためにコメントでの評価でもよいと考えられる。

### (3) 業務カレンダー

事業計画書に1年間の業務カレンダーが掲載されているのは、指定管理者の事業計画書の記載では稀であり、具体性が見えてよい。年間の各日業務量の平準化への対応も業務報告書に記載するとよい。

### (4) 運営協議会の運営

専門的な見識を持つ委員や地域の声を代表する参加者の意見を指定管理者として、どのように反映していくかについて記載するとよい。



## 5. 目標達成への評価

業務報告書の評価とは別に、取組みへのアドバイスとして記述する。

### (1) 区及び施設の課題への対応

- 利用者増の方策
- 認知度向上の方法
- 都名勝指定としての醸成  
(文化財の使い方、設備の充実度、サイン、景観、価値の発信 等)

#### ① 利用者増の方策

運動施設の多目的利用による利用者の増加については、評価できる内容であり、区民に身近なスポーツの場として認識を持ってもらうことは重要である。本来の施設利用に支障が出ない範囲で、さらに展開していくことが望ましい。

#### ② 認知度向上の方法

各種の媒体やイベントなどで認知度を上げる取組は評価できる。認知度の向上が利用の増加につながると考えられるが、芝生の育成なども考慮して、オーバーユースも視野に入れて適正化への考察が必要である。

#### ② 都名勝指定としての醸成

国名勝に指定された事実は重く、テーマへの貢献の達成度を測る指標を用意すべきである。

国名勝テーマへの貢献については、公園としての展開「哲学とのふれあい」が求められており、子どもを含む多くの人々が「生きることについて考える」体験を楽しめる企画があるとよい。そのため、文化系人材のまとめ役がほしい。

運動施設の管理運営を主とした募集、業務仕様(R2年7月)に対して、文化財の活用・保全の項目の重要度が国名勝指定(R2年3月)の重要度を認識して応募資料を作成したと考えられるが、そこには文科系人材の配置が考えられていなかったのか？

役割を担う職員の配置とともにその分の「人件費増」が伴うが、予算やマンパワーの無理しない範囲で少しずつ満足度を高められるようにする検討が必要である。現在の体制、資金で出来ることについて区と調整

すべきである。

テーマへの貢献の達成度としては、井上円了、ワグナー・ナンドールの知名度UPなどの認知度向上、地域の勉強会への支援などが評価につながると考えられ、アンケートなどで確認することができる。

## (2) 管理者側の運営面の対策

- 地域連携・地域貢献の取り組み
- コンプライアンス
- 接客・応対
- 運動施設、公園部の維持管理の品質

### ① 地域連携・地域貢献の取り組み

エリアマネジメントの手法を導入して、地域の中心的存在になることは望ましいが、本業とのバランスに配慮しておくべきであろう。地域への貢献は重要であるが、どこまでが公園指定管理者として必要十分かという視点も必要になる。年間での業務量平準化対応でも検討すべきである。

### ② コンプライアンス

公正、公平性を遵守し、公益を追求するにはNPOのように、社会的な目的と手段について、組織内で十分な合計性と実行のためのマニュアル作成、相互チェックなどを行っていく必要がある。

イベント、プログラムの見直しは、効果的に効率的に利用者に対して公園の価値を伝えていくために行うものであり、イベント、プログラムを行う意味を問い直し、逆に自然環境や本来の公園利用の価値を損ねていないか問い直す必要がある。

「自主事業」で気を付けるべき点は、利用料金収入と利用率の増加につながれば何でもよいかというと、そうではなく、社会的な評価を得られる取組として行うべきであり、多くの人にスポーツを身近に感じてもらうことや哲学や歴史に興味をもってもらえる要素をもっているなどの視点が重要になる。指定管理者は、公共に代わって民間事業者が公共の福祉に取り組むことができているかどうか重要なポイントになる。コンプライアンスが評価される。

### ③ 接客・応対

指定管理者制度に移行して、最も評価される点が接客態度や利用者サー

ビスである。

講師を招いての講習会やアンケートによる課題の発見・検証などを行って、徐々に改善していく。

#### ④運動施設の維持管理

得意とする分野であり、長期的な運用のための安全確保、使いやすさとライフサイクルコストの問題を予め、区と協議して修繕や更新の予算取りを円滑に進められるようにすることが望ましい。

指定管理者としては、不具合などを早期発見することが重要で、区との情報共有、どちらが担当するか協議の流れになるが、利用者目線の安全確保や使いやすさなどをふまえた修繕計画、更新計画を区に提示していく必要がある。区の予算措置などに応じて、応急処置や長寿命化対応をしていくなどを協議しておくが重要である。発見と対応の計画ができていないと、指定管理者負担が増える傾向にあると考えられる。

#### ⑤公園の植栽などの維持管理

樹木管理は積極的に中野区に提案しており、独自に樹木管理方針を提案して区の承認を受けているほか、樹木の生育調査（日本花の会 和田博幸氏監修）を年1回実施して、状況把握につとめている。

一方で、樹木を保護する立場の区民への配慮から、中野区所管課では更新や順応的管理に非常に消極的であるということであるが、植物の扱いについては専門知識と経験を要するため、入れ替わる区職員に直ぐに理解を求めることは難しい。

そのため、長期計画を立案して、管理方法、更新計画を作成し、学識者にアドバイスをもらうなどしておくこと、区との合意を取り付けておくことが望ましい。

## 6. 組織としての改善点

### (1) 年間スケジュールの見直し

年度当初作成した年間業務カレンダーの見直しとして、イベントの重なる春秋以外の閑散期にすべきこと（植栽基盤の整理、長寿命化対策、誘導サインの見直し、ボランティア参加プログラムの下準備など）を整理して、マンパワーの年間平準化を目指し、調整していく必要がある。

同系列の業務職員を時期によって助っ人導入するような協力体制も重要であり、技術移転にも役立つと考えられる。

### (2) 人材活用

社内人材活用のイメージでは、防災や歴史に詳しい職員、一人三芸を目指しての取り組み例がある。社外人材活用のイメージでは、地域の人材掘り起しなどをやっている指定管理者があり、参加意欲を高める待遇（講師として、副業として）の提案がなされている。

### (3) 人材育成

公園管理者である区の立場としては、公益施設の運営を民間企業や組織を指定して管理運営させるための基本的な条件は、民間企業・団体にコンプライアンス（公正、公平、公益）を遵守しながら、民間としての技術力、自在性、企画力、効率性、資金力などを発揮してもらえるように、将来にわたって安定した機能発揮を望んでいる訳であり、期待している。

この要求に応えられる組織が継続的に業務を遂行して、社会ニーズに応えることができる。そのためには、自治体ができない人材育成や企業間連携を計画的に行っていくこと、行っていることをアピールする必要がある。

やりがいのある職種としての指定管理者の職員育成では、若手に企画を遂行させて、技術力、コミュニケーション力の成長を促すように、次代を担う人材育成に取り組むことは、企業の最大の強みになると考えられます。このことから、アルバイトの正規スタッフへの育成プログラムなどをアピールすることは重要であると考えます。



## 7. 令和4年度の第三者評価

令和3年より新型コロナウイルス感染症が拡大し、様々な活動に影響を与えた時期であるにも関わらず、成果を出している点で評価できる。

令和4年度（2022年度）中野区指定管理者管理運営業務 第三者評価

施設		上高田運動施設、哲学堂運動施設、哲学堂公園、妙正寺川公園運動広場		
指定管理者名		日本体育施設グループ		
指定期間		平成28年（2016年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日		
評価欄の説明		【参考】前期の評価		
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>1 平等・公平な利用の確保</b>				
(1) 平等・公平な使用	○利用者の公正な利用を確保している。 ○利用料金の徴収、減免を適切に行っている。 ○障害者や高齢者に配慮した運営を行っている。	○	前期と同様の評価	○
(2) 個人情報の保護	○保有する個人情報の適正な管理、保護のために必要 ○従業者に対して情報安全に関する研修を実施してい	○	前期と同様の評価	○
【評価結果の説明等】				
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>2 区民サービスの向上</b>				
(1) 利用日・利用時間	○定められた利用日・利用時間を遵守している。	○	前期と同様の評価	○
(2) 施設利用状況	○利用者数、施設稼働率を維持し、高める工夫を行っ	◎	さらに改善している点に評価	◎
(3) 広報・情報提供	○区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報 ○アンケート調査等により利用者の意見・要望等の把握に努め、管理運営に反映させている。	◎	さらに改善している点に評価	◎
(4) 利用者意見の反映及び提供するサービス	○施設運営協議会を設置して、利用者の意見を管理運営に反映させている。	◎	さらに改善している点に評価	◎
【評価結果の説明等】				
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>3 施設の維持管理</b>				
(1) 安全管理体制	○施設における火災、犯罪等の発生防止に努めてい ○災害の発生、及び施設利用者の傷病・事故等の発生 ○事故等が発生したときは、適切な対応を行い、速や	○	前期と同様の評価	○
(2) 施設・設備の修繕	○危険か所の把握、破損・不具合発生前の対応に努め ○発見された破損・不具合に対し、速やかに安全確保 ○利用者の利便性向上に配慮した施設・設備の改善を	○	前期と同様の評価	○
(3) 施設・設備の保守点検	○事業計画に従い適切に実施している。	○	前期と同様の評価	○
(4) 備品の管理	○適切に備品を管理し、良好な状態に保っている。	○	前期と同様の評価	○
(5) 清掃業務	○事業計画に従い業務を実施している。 ○快適に施設を利用できる環境となっている。	○	前期と同様の評価	○
(6) 警備業務	○事業計画に従い業務を実施している。 ○事件、事故を未然に防止するよう努めている。	○	前期と同様の評価	○
(7) 再委託	○再委託する内容は、事前に区の承認を得ている。	○	前期と同様の評価	○
(8) 環境への配慮	○廃棄物の発生抑制、再利用及びリサイクルを進めて ○資源・エネルギーを大切に使用している。 ○環境への負荷が少ない物品・サービスの調達に努め	○	前期と同様の評価	○
【評価結果の説明等】				
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>4 業務実施体制</b>				
(1) 運営体制	○施設の管理運営に不足のない人員を配置している。 ○必要な資格、経験を有する人員を確保している。	○	前期と同様の評価 ※無駄のない人員配置と多芸化の推進	○
(2) 人材育成	○業務に必要な研修等を実施し、従業者の資質・能力 ○区内事業者の活用、区民・障がい者の雇用等地域へ	○	前期と同様の評価 ※長期目標の設定が必要	○
(3) 区との連携	○事業報告書、四半期報告書、月報その他の報告を適 ○苦情、事故等について速やかに報告している。 ○区からの照会、協議事項等に適切に対応している。	○	前期と同様の評価 ※長期計画の提示などが必要	○
【評価結果の説明等】				
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>5 事業の提供</b>				
(1) スポーツ事業	○施設の設置目的に沿った指定事業を事業計画に従っ	○	前期と同様の評価	○
(2) 哲学堂公園事業	○区民の自主的な生涯学習活動に役立つ情報提供と、 ○生涯学習団体等の交流促進や活動の支援に積極的に ○ないせずネットホームページへの情報の掲載や問合せ	◎	さらに改善している点に評価 ※長期目標の設定が必要	◎
(3) 区民との協働・地域貢献	○区民・利用者の主体的な活動の支援に取組んでい ○関係団体、地域住民との連絡調整を適切に行ってい	○	前期と同様の評価	○
【評価結果の説明等】				
評価項目	主な評価内容	評価	主な評価内容	評価
<b>6 効率的な運営</b>				
(1) 効率的な運営	○経費節減及び収入増加のための取組みを継続してい	○	前期と同様の評価	○
(2) 収支計画の達成	○収支計画に基づき適正な予算執行を行っている。	○	前期と同様の評価	○
(3) 経理事務	○利用料金の收受や収納金の管理を適正に行ってい ○管理運営業務に係る会計帳簿書類、並びに専用の預	○	前期と同様の評価	○